

## OneOffice メールソリューション 利用規約

本規約は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下『当社』といいます。)が「OneOffice メールソリューション」(以下『本サービス』といいます。)を契約者に提供する場合の提供条件を定めたものです。本サービスの契約者は利用契約の申込にあたり、本規約の内容を承諾するものとします。本サービスの利用は、本規約の内容を契約者が承諾している事を前提としています。

### 第1章 総則

#### 第1条 (適用範囲)

当社は、本規約に基づき本サービスを提供します。

2. 当社が適宜定めた通知手段を用いて、随時、契約者に対して発表・通知される諸規定は、本規約の一部として構成されるものとします。

#### 第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. ドメイン	インターネットにおける、JPNIC 及び InterNIC で割り当てられる組織を示す論理名称。
2. 利用契約	本サービスの利用を希望する個人または法人が、本規約に基づくサービスの提供を受けるため、当社と締結する契約。
3. 契約者	前項の「利用契約」を当社と締結した個人または法人。
4. 利用申込書	利用契約の成立のために、契約者が当社に対して発行する注文書。
5. 契約日	利用申込書の内容を当社が承認した日。
6. サービス開始日	利用契約後に当社が別に通知する本サービスの提供を開始する日。 無料の利用期間がある場合には、課金開始日までの無料利用期間を含みます。
7. 課金開始日	利用契約後に当社が別に通知する利用料金(月額)の課金を開始する日。
8. 課金対象期間	利用期間中のある月の1日(課金開始月の場合には課金開始日)から、その月の月末日までの1ヶ月間。
9. 料金変更日	契約者の本規約の第15条(契約内容の変更)第1項に規定する変更申し込みで、当社が変更後の契約内容で本サービスを開始する日。
10. 契約満了日	本規約の第8条(利用期間)で規定する利用期間が経過した日。

### **第3条（契約者への通知）**

当社から契約者への通知は、電子メール、書面またはホームページへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によって行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールで行う場合には、契約者の電子メールアドレスを保有するサーバに到着したことをもって通知が完了したものとみなします。
3. 本条第1項の規定に基づき、当社から契約者への通知をホームページへの掲載で行う場合には、当社が定めたホームページに掲載された時をもって通知が完了したものとみなします。

### **第4条（規約の変更）**

当社は、契約者の了承を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の新規約によるものとします。

2. 前項の変更を行う場合、当社は、15日間の予告期間において、変更後の新規約の内容を契約者に対して通知するものとします。
- 但し、当社は契約者に予告期間なしに、利用料金を改定することがあります。

## **第2章 契約内容**

### **第5条（利用契約の単位）**

利用契約は、一つのドメインごとに一つの契約を締結するものとします。

### **第6条（サービスの種類と内容）**

当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、本サービスのホームページに掲載の通りとします。また、本サービスの種類及びその内容は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに変更することがあります。

2. 契約者が具体的に利用できる本サービスの種類及び内容は、利用契約にて定めるものとします。

### **第7条（ソフトウェアの使用条件の遵守）**

契約者は、本サービスの利用に関して当社の提供するソフトウェアを利用する場合には、当社が必要に応じそのソフトウェアに関して定める使用条件を遵守するものとします。

2. 本サービスの利用に関して当社の提供するソフトウェアの著作権は、当社若しくはソフトウェア提供事業者に帰属するものとします。

## 第8条（利用期間）

本サービスの利用期間は最低 12 ヶ月とし、その起算日は課金開始日とします。ただし、課金開始日が 1 日でない場合には、最低 12 ヶ月の起算日は、課金開始日の翌月 1 日を起算日とします。

2. 当該期間満了の 60 日前までに、契約者または当社から相手方に対して文書による利用契約終了の申し出がない限り、利用期間は更に 1 ヶ月間継続されるものとし、その後も同様とします。

3. 利用契約で最低利用期間を別に定める場合には、利用契約の定めが優先するものとします。

4. 前各項に定める利用期間内に契約者が利用契約を解除する場合には、契約者はその残存期間の利用料金（月額）相当額を違約金として支払うものとします。

## 第3章 利用契約

### 第9条（利用申込）

利用契約の申込をする契約者は、本規約を確認して同意したうえで、当社がその様式を別に定める申込関連様式に必要事項を記入して当社に提出するものとします。

### 第10条（利用契約の成立）

本サービスの利用契約は、利用申込書を契約者が当社に対して発行し、当社が利用申込内容を承認した日に成立するものとします。

2. 利用契約に本規約と異なる定めを置いた場合、利用契約の定めが優先するものとします。

### 第11条（申込を承認しない場合）

当社は、利用契約の申込者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込を承認しない場合があります。

- (1) 利用契約の申込に際し、虚偽の届出をしたことが判明した場合
- (2) 申込者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 申込者が未成年等に該当し、申込に際して法定代理人等の同意等を得ていない場合
- (4) 当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明した場合
- (5) 第16条（サービスの停止）のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
- (6) その他、当社が利用規約の締結を適当でないと判断した場合

## 第4章 契約変更

### 第12条（契約上の地位の承継）

相続または法人の合併、分割等により契約者の地位が承継された場合、当該地位を承継した契約者は、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

2. 第11条（申込を承認しない場合）の規定は前項の場合についても準用します。

### 第13条（契約上の地位の譲渡）

当社は、契約者に対する通知をし、譲受人に利用契約上の義務の承継をさせることを前提に、利用契約上の地位を譲渡することができます。

### 第14条（契約者の名称等の変更）

契約者は、その氏名、名称、住所、担当者等に変更があったときは、変更が生じたときから7日以内に、当社の定める手段でその旨を当社に通知するものとします。

### 第15条（契約内容の変更）

契約者が利用契約の種類及び内容等を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に対し変更を申し出るものとし、当社から当該申出を承諾する旨の通知を発信した時に変更の効力が生じるものとします。但し、第11条（申込を承認しない場合）第1項各号のいずれかに該当する場合には、当社は変更を承諾しない場合があります。この場合は、当社は契約者にその旨、通知します。

2. 前項に基づき、契約者が契約内容を変更する場合において、利用料金が減少するときには、次回の利用料金請求時より新料金を適用するものとし、当社は、当社に支払済みの利用料金の返還等は致しません。

3. 本条第1項に基づき、契約者が契約内容を変更する場合において、利用料金が増加するときには、第2条第9項で規定する料金変更日から新料金を適用するものとします。この場合、契約者は、支払済みの未経過の課金対象期間の利用料金(月額)について、変更後の利用料金(月額)に未経過の課金対象期間の月数を乗じた額と変更前の利用料金(月額)に未経過の課金対象期間の月数を乗じた額の差を変更料金として当社に支払うものとします。

## 第5章 提供の停止、中止および終了

### 第16条（サービスの停止）

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づく本サービスの提供を何ら事前に通知および勧告することなく停止することがあります。

- (1) 利用料金、割増金または遅延損害金等を支払期限が経過してもなお支払わないとき
- (2) 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態において本サービスを利用したとき
- (3) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年の利用を制限する情報を流したとき、またはそれに類するかあるいは当社が不相当と判断した情報を流したとき
- (4) 当社、他の契約者または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する場合
- (5) 当社、他の契約者または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (6) 利用契約の利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (7) 手形または小切手が不渡りになったとき
- (8) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったときまたは競売の申立があったとき
- (9) 破産、特別清算手続開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申立があったとき
- (10) 解散または営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (11) その他当社が契約者として不相当と判断した場合

#### **第 17 条 (サービスの緊急停止)**

当社は、著しい負荷や障害がシステムに与えられ正常な本サービス提供を行えないと判断した場合、契約者への本サービスの一部若しくは全てを強制的に緊急停止する場合があります。契約者の利用が合法的でかつ技術的に問題なく、当社の定めるいずれの禁止事項にも抵触しないものであっても、契約者は、当社の事由に基づく緊急停止を認めるものとします。

2. 当社は、本サービスの利用に伴うシステムの稼働が契約者に著しい損害を与える可能性を認知した場合、契約者に通告なく、システムの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることをあらかじめ承認するものとします。
3. 当社は、原則として契約者側からの本サービスの緊急停止要請を受付けません。
4. 本サービスの緊急停止ができなかったことによって契約者が損害を被った場合でも、当社は一切の賠償責任を負いません。

#### **第 18 条 (サービスの中止)**

当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約に基づく本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 本サービス用の設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 本サービス用の設備にやむを得ない障害が発生したとき
- (3) 天災、その他の不可抗力または、当社の責に帰すことが出来ない事由が発生した場合、若しくは発生する恐れがある場合

- (4) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断する場合
2. 当社は、前項各号の規定により本サービスの提供を中止するときは、その旨をあらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### **第 19 条（サービスの廃止）**

当社は、都合により利用契約に基づく本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止の 2 ヶ月前までに当社の提供する手段によりその旨を通知します。ただし、天災その他不可抗力等の、当社の責に帰すべきでない事由により廃止せざるを得ない場合は、この限りではありません。

#### **第 20 条（契約者からの解約）**

契約者は当社に対し、当社の定める手段で通知することにより利用契約を解約することができます。当該解約の効力は、契約者の申し出た解約希望日に発生するものとします。ただし、解約希望日の申し出がない場合または、解約希望日を過ぎて当該通知が当社に到着した場合には、当該通知が当社に到着した日にその効力が発生するものとします。

2. 契約者は、前項の規定にかかわらず、第 18 条（サービスの中止）第 1 項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係わる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該利用契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。

3. 契約者は、第 4 条（規約の変更）の規定に基づく本規約の変更を承諾できない場合にも、当該利用契約を解約することができます。当該解約の効力は当該通知が当社に到着した日にその効力が生じるものとします。

#### **第 21 条（当社からの解約）**

当社は、第 16 条（サービスの停止）の規定により利用契約に基づく本サービスの利用を停止された契約者が速やかにその事由を解消しない場合若しくは、第 27 条（契約者の義務）第 3 項から第 7 項までのいずれかに違反した場合は、利用契約を解約することがあります。

2. 当社は、契約者が第 16 条（サービスの停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その事由が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの停止をすることなく利用契約を解約することがあります。
3. 当社は、契約者が本規約に違反している場合、および当社が契約者に違反の通知をした後、契約者が速やかに違反を解消しない場合には、利用契約を解約することがあります。
4. 当社は、前三項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約

の通知あるいは催告をしない場合があります。

## 第6章 利用料金等

### 第22条 (利用料金)

本サービスの利用料金の内容は次のとおりとし、それぞれ当社所定の単価および算出方法に基づき算出されるものとします。

#### (1) 初期料金

本サービスの利用開始時に発生する一時払いの費用や手数料など。

#### (2) 変更料金

本サービスの利用途中で発生する契約内容の変更にもなう一時払いの費用や手数料など。

#### (3) 利用料金 (月額)

本サービス課金対象期間の利用料金。ただし、課金開始日が月の途中の場合の課金開始日を含む課金対象期間は、利用料金 (月額) の30分の1に利用日数を乗じて算出した額。また、料金変更日を含む課金対象期間は変更前の利用料金 (月額) の30分の1に1日から料金変更日の前日までの日数を乗じて算出した額と、変更後の利用料金 (月額) の30分の1に料金変更日から月末日までの日数を乗じて算出した額。

### 第23条 (契約者の支払義務)

契約者は、利用料金を当社の請求に基づき当社に支払うものとします。

2. 利用料金の支払義務は、第10条 (利用契約の成立) の規定により利用契約が成立したときに発生します。
3. 利用料金 (月額) は、課金開始日から発生します。
4. 原則として、契約日から課金開始日の前日までの非課金期間内において利用契約を解約した場合でも、契約者は、本条第2項の利用料金の支払義務を負うものとします。
5. 前各項の定めにより利用料金の請求を受けた契約者は、請求書に指定する支払期限までに消費税相当額を加算した利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料等の料金は契約者負担とします。

### 第24条 (料金の払い戻し)

第16条 (サービスの停止) の規定により本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当社から本サービスが提供され続けたものとして取り扱います。

2. 第19条 (サービスの中止) の規定により本サービスの提供が中止された場合において、本サービスの利用が全くできない状態であることを当社が知った時から24時間未満の利用不能の場合は、利用料金は返却しません。24時間以上の場合は、第30条 (利用不能の場合

における利用料金の返却) に定めるところによります。

3. 第 19 条 (サービスの廃止) の規定により本サービスが廃止された場合において、当社は、契約者が支払済みの、本サービス廃止日から起算して当該契約満了日までの期間に相当する利用料金を払い戻します。
4. 利用契約が第 20 条第 1 項に基づき契約者から解約されたときは、当社は、既に受領した利用料金の払い戻し等は一切おこなわないものとします。
5. 利用契約が第 20 条第 2 項または第 3 項に基づき契約者から解約されたときは、当社は、契約者が支払済みの、当該利用契約の解約があった日から起算して当該利用契約満了日までの期間に相当する利用料金を払い戻します。
6. 利用契約が第 21 条に基づき当社から解約されたときは、当社は、既に受領した利用料金の払い戻し等は一切おこなわないものとします。

#### **第 25 条 (遅延損害金)**

契約者は、利用料金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

### **第 7 章 義務および責任**

#### **第 26 条 (ID 及びパスワード)**

当社は、契約者に対して、書面にて管理者用アカウントのユーザーID およびパスワードを通知します。

2. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントのユーザーID およびパスワードの管理責任を負うものとします。契約者がこれらの情報を紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントのユーザーID およびパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。但し、当社の故意または重大な過失により、当社が提供した管理者用のユーザーID およびパスワードが他者に利用された場合はこの限りではありません。
4. 管理者用アカウントのユーザーID とパスワードの電話による問合せに関しては、当社は、別途当社の定める通信方法によってのみ契約者に回答するものとします。契約者は、当社が即時の回答をできないことがあることを承諾するものとします。

#### **第 27 条 (契約者の義務)**

契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社のサーバ上に登録する情報を契約者の責任において保管するものとします。契約者は、当社が行う、データのバックアップにつ

いては、契約者の情報の完全な安全を保証しないことを承諾するものとします。

2. 契約者は、当社コンピュータ設備への不法侵入・情報破壊行為、情報盗難行為等のいわゆる「クラッキング」行為を認識した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3. 契約者は、「クラッキング行為」をしてはならないものとします。
4. 当社が契約者の本サービスの利用方法が不適切であると判断した場合には、契約者は、当社の技術上あるいは運用上の勧告に従い適切な対処を行うものとします。
5. 契約者は、「ネチケット」と呼ばれる、インターネットの利用上の慣習に従い、第三者と共有するインターネットを相互に快適に利用することにつとめるものとします。
6. 契約者は、「スパムメール（不特定多数のメールアドレスに一方向的な広告等の迷惑メールを送信すること）」を行わないものとします。
7. 契約者は、本規約の規定を遵守する義務が生じます。

#### **第 28 条（自己責任の原則）**

契約者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません）に対して損害を与えた場合又は他者からクレームを受けた場合、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとします。

2. 契約者が、本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても、前項と同様とします。
3. 契約者は、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、当社に対し、当該損害を賠償する義務を負います。

#### **第 29 条（秘密保持）**

当社は、本サービスの提供する上で知り得た契約者の秘密を日本国における法令、条例、法律等に基づいた場合を除いて正当な理由なく他者に漏らしません。

2. 当社は、電子メール通信履歴等の操作ログに関しては、次項の場合を除いて、原則として第三者に開示しないものとします。
3. 当社は、公安当局からの捜査上の要請に基づいて書面による正式な協力要請や裁判所の命令等があった場合、契約者の同意をとらずに通信履歴を開示する場合があります。
4. 本条の規定は、利用契約の終了後も有効に存在するものとします。

#### **第 30 条（利用不能の場合における利用料金の返却）**

当社は、本サービスを提供すべき場合において当社の責に帰すべき事由により利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを、当社が認知した時点から起算して 24 時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態であることを当社が知った時から本サービスが再び利用できることを当社が確認した時までの時間を 24 で除した数（小数点以下切り捨て）に利用料金（月額）の 30 分の 1

を乗じて算出した額を上限として返却します。ただし、契約者は当該請求をなしえることとなった日から4週間以内に当該請求をしなかったときはその権利を失うものとします。

2. 利用契約成立後、課金開始日に本サービスの提供が間に合わない場合は、利用不能日数と同等の利用期間の延長をするものとし、料金の払い戻しは行いません。

### **第31条（免責）**

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとします。但し、契約者が、本サービスの利用に関して、当社の故意または重大な過失に基づき、損害を被った場合についてはこの限りではありません。

2. 当社は、契約者が本サービスを利用して提供する情報コンテンツの審査に関しての責任は一切負いません。

3. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しません。

4. 当社は、契約者が本サービスの利用によって第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でも、これら係争の一切の責任を負わないものとします。

### **第32条（損害賠償額の制限）**

本サービスの利用に関し、本規約に基づき当社が損害賠償義務を負う場合、当社は、契約者に現実に生じた通常の直接損害に対して、契約者が当社に本サービスの対価として過去1年間に支払った総額を限度額として、賠償責任を負うものとします。但し、逸失利益及び間接損害等の特別の事情により生じた損害については、当社は賠償責任を負いません。

## **第8章 雑則**

### **第33条（準拠法）**

本規約（本規約に基づく利用契約も含む。以下同じ）に関する準拠法は、日本法とします。

### **第34条（個人情報の保護）**

契約者が本サービスを利用して個人情報を取り扱う場合には、契約者は、個人情報の保護に関する法律、主務官庁のガイドライン、地方条例、その他関連諸法令を遵守しなければなりません。また、当社は、必要に応じて契約者自身の個人情報の取り扱いに関する規定を定めるものとします。

### **第 35 条（管轄）**

本規約に関する紛争につき、当社および契約者は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄権を有する裁判所とすることに合意します。

### **第 36 条（協議義務）**

本規約に定めのない事項については、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するように努力するものとします。

付則(平成23年10月1日)

(実施期日)

本規約は、平成 23 年 10 月 1 日より実施します。